

高知県漁業近代化資金事務処理要領

第1 総 則

高知県漁業近代化資金取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に基づく県、市町村、融資機関及び漁業者等の漁業近代化資金についての借入、申請、貸付金の管理等具体的な事務はこの要領により処理するものとする。

第2 融資計画表の提出

- 1 借入希望者は、借入計画を融資機関に提出すること。
- 2 融資機関は、融資計画表（様式1号、2号）を各年度に定める時期迄に県に提出すること。
- 3 融資機関は、融資計画表の作成に当たっては、借入希望の的確な把握を実施したうえ適切な計画とするよう留意するものとする。

第3 借入申込手続及び利子補給承認

1 借入申込手続

(1) 借入希望者の手続

借入希望者は、借入申込書（様式3号又は様式4号）1部を作成し、必要に応じて見積書、設計書及び事業計画書等（別表参照）その他融資機関が特に必要と認める書類を添えて、融資機関へ提出するものとする。

なお、債務保証を必要とする場合は、漁業信用基金協会あての債務保証委託書（様式5号）1部に印鑑証明書等必要書類と借入申込書の写しを添えて提出するものとする。

(2) 融資機関の手続

① 個人・法人への貸付の場合

融資機関は、借入希望者から提出された借入申込書の内容審査につき、取扱要綱に十分留意のうえ

ア 個人漁業者の場合

(ア) 漁業経営の近代化に対する意欲が旺盛であり、当該申請に係る施設等を活用して積極的に漁業を営むことにより、その経営が著しく改善される見込みのあるものであるか。

(イ) 経営が改善合理化され、労働生産性の著しい向上、所得の増大が期待される等投資効果が高いと認められるものであるか。

(ウ) 系統協力度が高く、確実な償還財源があると認められるものであるか。

イ 法人等漁業者の場合

(ア) 事業計画、収支計画、資金計画及び償還計画が適正であるか。

(イ) 構成員の仕事の分担、運営機構、就業条件、出資金、利益の分配等が規約等に明確に規定され、人の和が図られているものであるか。

(ウ) 常に進んだ技術と経営方法の採用に熱意があり、責任者と指導者に優秀な人材を得ているものであるか。

(エ) 財務の内容が安定しているものであるか。

の審査を行うこと。

なお、必要ある場合は所轄市町村、漁業指導所等の意見を求め、特に所轄市町村とは漁業振興上の施策等を踏まえ十分に意思の疎通を図ったうえで貸付けが適当であると認めるものについては漁業近代化資金利子補給承認申請書（様式 6 号）1 部を作成し、借入申込書の写し等関係書類を添えて県に提出するとともに、債務保証を必要とする場合は、債務保証協議書（様式 7 号）1 部に提出のあった債務保証委託書（原本）及び借入申込書の写し等を添えて直接漁業信用基金協会に提出するものとする。

② 漁協等への貸付の場合

前項同様その内容について、取扱要綱に十分留意し、

(ア) 地域の漁業振興に寄与し、生産性の向上に役立つものであるか。

(イ) 財務内容が安定している組合であるか。

(ウ) 多数組合員の利用に供せられ、組合員の利益増進につながるものであるか。

(エ) 施設の位置、規模等が、将来の漁協合併の支障とならず、合併後においても引き続き効率的に運用できるものであるか。

等について審査を行うこと。

以降の諸手続については、前号なお書に準じた手順で行うものとする。

2 借入申込書記載要領

ア 借入申込金額欄及び資金計画中の漁業近代化資金借入金額には、事業費の 80 パーセント以内の借入希望額を記入し、1 万円未満の端数は切り捨てる。（事業費－補助金－事務費－自己労働費－手持資材費）× 8 割

なお、融資率は原則として事業費の 80 パーセント以内とするが、取扱要綱第 3 の〔5〕に基づき、この限度額を超えた借入れが必要な場合は融資機関において、融資率の特例に関する承認申請書（様式 10 号）を作成し、当該借入申込書に添付のうえ知事の承認を得るものとする。

イ 取扱要綱第 3 の〔5〕に定める貸付限度額をこえて借入れようとする漁業者等に係る貸付けについて、農林水産大臣又は都道府県知事の承認を得なければならないとき、当該融資機関は貸付限度額特認申請書（様式 11 号）を作成し、知事に提出するものとする。

ウ 借入金額の下限は、1 件当たり 10 万円とする。

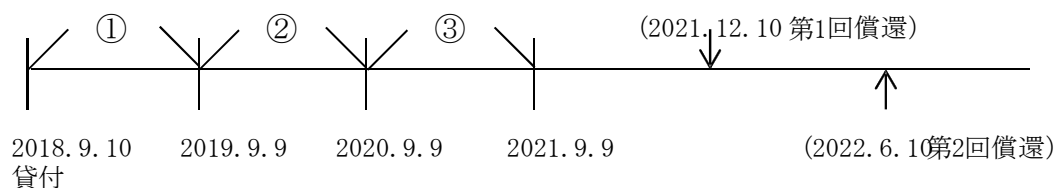
エ 借入金の用途欄には、具体的に「魚探購入」、「漁具倉庫」等と記入すること。

オ 最終償還期限は、最終償還年の 6 月 10 日又は 12 月 10 日とする。

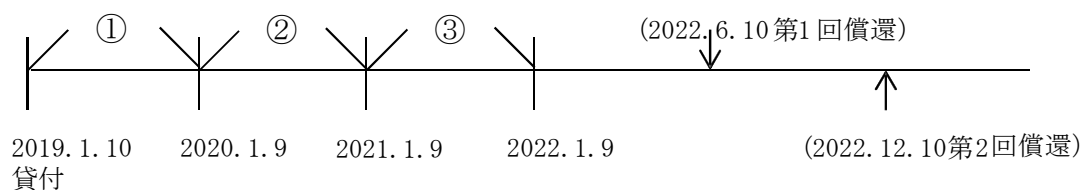
カ 元金の償還方法、時期欄及び第 1 回の元金払込期日欄は、「取扱要綱」に掲げる各資金の法定償還期限内の据置、償還年数を記入し、約定償還期日は毎年 6 月 10 日及び 12 月 10 日の 2 回とする。

(例) 償還期間年(うち据置期間年)とすると、

・6月10日以降12月10日までの貸付で承認を得たもの



・12月10日以降6月10日までの貸付で承認を得たもの



キ 元金償還額欄は、借入申込金額を償還回数で除し、剰余を第1回目の金額に加算する。この場合において百円単位の端数はつけない。

ク 事業計画欄の事業種類、規模等は、机上査定ができるようにできるだけ具体的に記載すること。

ケ 貸付利率が同率の2種類以上の資金を同時に借り入れる場合(セット融資)における償還期限及び据置期間は、その貸付資金の種類のうち最も長いものに係る当該期間以内とするが、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期間以内とすることができる。

(例・・・償還期限の異なる種類の資金を同時に借り入れる場合)

① 250万円×6年(うち据置2年) = 1,500万円

② 300万円×12年(" 3年) = 3,600万円

③ 120万円×5年(" 2年) = 600万円

計 670万円 5,700万円

$5,700 \text{万円} \div 670 \text{万円} = 8.5 \div 9 \text{年} \dots \dots$ 償還期限

コ 建築物及び構築物に係る事業費の範囲の取扱いについては、当該施設の機能が十分発揮されるために不可欠な附属施設として電気施設、用排水施設、上下水道等を含めることができる。このほか共同利用施設等の場合、従業員宿舍、事務所(その使用目的がもっぱら融資対象施設の運営のための事務の処理にある場合)及び車庫(収容する車も融資対象である場合)等が含まれる。また、当該施設に必要な最小限度において、敷地の取得又は造成費を事業費に含めることができる。ただし、敷地の取得を必要とする場合、当年度において敷地のみを取得し、次年度以降に構築物を建設しようとする計画の場合、その敷地のみを当年度の融資対象として承認することはできない。全体計画として承認を受けるべきものであり、同一年度の着工でなければならない。

3 県の審査及び承認前調査等

(1) 県は、融資機関から提出のあった漁業近代化資金利子補給承認申請書、同借入申込書等を整備し、法令、通達及び取扱要綱等にしたがって審査を行うものとするが、形式要件のほかに市町村及び融資機関の意見、事業内容の適否、漁業近代化計画の適否等に重点をおいて審査するものとする。

ア 漁船隻数の増加又は協業若しくは合併に伴う漁船の更新等によって、漁場利用の合理化を図りつつ経営規模拡大を図るものであること。

イ 漁船の動力化、大型化、省力化、安全性能の向上、船内労働環境の改善等によって、被代船よりも漁船性能の向上又は装備の近代化を図るものであること。

ウ 水産資源の適正な利用を図りつつ他種漁業から生産性の高い漁業への転換を図るものであること。

エ 能率的な漁具又は能率的な漁法を行うのに必要な施設の導入を図るものであること。

オ 養殖業の経営規模の拡大、養殖方法の改善等経営の合理化に必要な施設の導入を図るものであること。

カ 水産加工業の経営規模の拡大、装備の近代化、加工方法の改善等経営の合理化に必要な施設の導入を図るものであること。

キ 漁協等が、その構成員の生産性の向上又は経営の合理化の促進に資するため、水産物の流通、加工施設の整備改善並びに漁場の改良及び水産物の養殖、就業者の養成確保、漁村における環境整備等のための施設の導入を図るものであること。

- (2) 審査に当たっては県水産政策課及び漁業振興課の関係各班と十分協議するとともに、必要に応じて承認前現地調査を実施するものとするが、この場合、関係市町村、関係融資機関はこれに協力するものとする。

4 利子補給承認

- (1) 県の行う利子補給の承認は、承認申請書を受理した日から14日後をめぐりに行うものとする。
- (2) 県は、利子補給について決定を行ったときは、速やかにその適否について漁業近代化資金利子補給承認書により関係融資機関、当該市町村、漁業信用基金協会及び漁業協同組合連合会にそれぞれ通知するものとする。
- (3) 上記の通知を受けた融資機関は、これらの決定に基づき貸付決定を行い、借入申込者に貸付決定通知書（様式12号）を送付して通知するものとする。

5 事前着工（利子補給承認前着工）

- (1) 借入申込に係る施設等の改良、造成又は取得は、原則として県の利子補給承認日以後に行うこととし、承認日前の着工（機械、器具等の取得も含む。）は認めないものとする。
- (2) 応急対策に必要な事業、漁期を失するおそれのある場合、対象物が入手困難になるおそれがある場合等、緊急やむを得ないと認められる場合には、融資機関は、当該借入申込者と協議のうえ漁業近代化資金事前着工承認申請書（様式13号）を県に提出し、あらかじめ知事の承認を得たのち、着工するものとする。
- (3) すでに着工、完成又は取得した後において、本制度資金の借入申込関係書類の提出がなされた場合は、本制度資金の融資対象とはならず、県は利子補給の承認は行わない。
- (4) 資金借入希望の漁業者等は、真に借入を必要とする時期を勘案のうえ、その時期に適した県の承認が得られるよう、早目に借入申込関係書類の作成提出を行うことが必要である。

第4 貸付の実行及び資金管理

[1] 貸付の実行

1 貸付実行手続等

(1) 利子補給承認の決定通知を受けた融資機関は、承認日から3ヶ月以内に貸付を実行するものとし事業の実施と関連において最も適期に貸付けを行うものとする。

なお、債務保証を必要とするものについては、漁業信用基金協会の定める諸手続により、債務保証契約を完了したうえで貸付けを行うものとする。

ただし、融資機関が漁船の建造に要する資金の貸付けについて利子補給の承認申請を行う際に、工程等の都合により貸付実行が3ヶ月を超えることが明らかな場合においては、融資機関は、原則として承認後1年を限度に適切な時期を貸付実行期限として利子補給の承認申請を行うことができるものとし、県は審査のうえ、これを認めることができるものとする。

(2) この資金の借入申込にあたって、行政庁の許可、認可、免許等を必要とするものについては、事前に所定の手続を完了したうえで資金の借入を行い、事業の遂行に支障をきたさないようにすること。

(3) 融資機関は上記の貸付にあたり漁業近代化資金の借用証書を徴し、借用証書の作成にあたっては最終償還期限、償還期日、償還金額等は県の承認に基づき記入し、借入者、連帯保証人の署名押印、収入印紙の貼付、消印を必ず行うように特に留意すること。

(4) 貸付けの実行にあたっては現金渡しは行わず、必ず貸付日付で借入申込者の別段貯金口座へ全額振替えるものとする。

(5) 貸付けを実行した融資機関は、実行後直ちに漁業近代化資金貸付実行報告書（様式14号）を作成し県に提出するものとする。

なお、貸付実行後、上記報告書の提出がなかった場合、貸付有効期限の到来を待って当該利子補給承認は自動的に取り消されることになるので注意すること。

2 貸付実行期限の延長

貸付有効期限内に貸付実行がなされない場合、当該利子補給承認は自動的に取り消されるものとする。

ただし、融資機関は、やむを得ない事由等により貸付有効期限内に貸付けを行うことが出来ないものについては、上記期限到来前に漁業近代化資金貸付実行期限延期承認申請書（様式15号）を県に提出し、知事の承認を得ることにより、若干の延長が認められるものとする。

3 貸付実行の中止等

融資機関は県の利子補給承認を受けた後、融資機関の事情により貸付実行を中止し、又は県の利子補給承認額を下回って貸付実行をした場合には、直ちに漁業近代化資金貸付実行中止届（様式16号）又は漁業近代化資金減額貸付届（様式17号）を県に提出するものとするが、減額貸付については貸付実行報告書備考欄に簡単な理由を付記するものとする。

借入漁業者等の事情による借入辞退については漁業近代化資金借入辞退届（様式18号）を県に提出するものとする。

4 貸付対象事業の完了期限

本資金を借り入れた漁業者等の貸付対象事業の完了期限は、貸付実行の日から6ヶ月以内とする。

5 事業完了期限の延長

融資機関は、前記の期間内に当該事業が完了しない場合は、漁業近代化資金による事業完了延期申請書（様式 19 号）を県に提出し、知事の承認を得るものとする。

[2] 資金管理

融資機関は、漁業近代化資金の貸付けに係る債権の確認保全等善良な管理を期するため、次の事項に留意するものとする。

1 貸付金元帳の作成

貸付けを実施した融資機関は、漁業近代化資金貸付金元帳（補助簿）を作成し、貸付け及び償還状況等を明確にしなければならない。

なお、当該元帳の記載にあたっては、次の事項を厳守すること。

- ア 利子補給承認年度、約定償還計画（県が承認した据置期間、償還期限、約定償還金額）を必ず明記しておく。
- イ 借用証書、貸付伝票、貸付金元帳、別段貯金口座、貸付実行報告書等に記入された貸付日、金額はそれぞれ必ず一致すること。
- ウ 借入者からの利息徴収の計算は正確に明記すること。
- エ 償還があった場合、償還日付、金額、残額等は正確に明記すること。

2 経理上の留意事項

融資機関は、貸付実行の際、当該貸付金が貸付けの目的以外に使用されること等を防止するため常に経理上万全の措置をとらなければならない。

- (1) 貸付金及び自己資金は、他の貸付と明確に区分するため、必ず貸付日付で、本人の別段貯金口座へ全額振替経理すること。

したがって、貸付金を直接本人に現金渡しをしたり、固定負債、購買未収金等に充当すること等は絶対認められない。

- (2) 資金は別段貯金から払い出す場合において、事業の出来高証明その他事業の実施状況を確認できるものについてはこれを確認のうえ払い出すものとし、事前に確認できないものについては要求額を払い出すこともやむを得ないものとするが、事業実施後直ちに領収書等により確認措置を講じなければならない。

- (3) 資金の払い出しの経過を明確化するため、別段貯金台帳の摘要欄にその経過を必ず記録しておくものとし、かつ、支払請求書、領収書又はその写し等は、当該貯金の払出完了後 5 年間又は償還完了までのうちいずれかの長い期間を融資機関においてこれを整備保存し、諸種の検査に備えること。

- (4) 貸付対象事業は、当該資金の貸付実行日以降 6 ヶ月以内に完了することを要するものであることに十分留意し、特別の理由がある場合のほか、上記期限を経過して事業を実施するもの、長期にわたり別段貯金に歩留まっているもの、また資金の使途確認により、目的外の使用又は適正貸付限度額を超えることとなったもの等については、その全部又は一部について、速やかに繰上償還をさせるものとする。

- (5) 次に掲げる使途に払い出したものについては違法、不当等に該当する使途として、漁業近代化資金とはならないもので、当然利子補給は行われなから注意すること。

ア 漁協等の出資金、賦課金、基金協会の出資金等に流用したもの

- イ 事業の実施に直接関係のないものの購入又は経費に充当したもの
 - ウ 各種積立金その他の経費に流用したもの
 - エ 漁協等の貸付金の償還に流用したもの
 - オ 生活資金に充当したもの
 - カ 定期貯金、普通貯金等各種の貯金に振り替えたもの
 - キ 取扱要綱に明示した融資率をこえて貸し付けたもの
 - ク 規則に定めた利率をこえて貸し付けたもの
 - ケ 現金払出で、適正使途に使用されたことが確認できないもの
- (6) 前各号の違法、不当又は不適正使用に誤って払い出した金額については、速やかにその者の別段貯金口座に戻し入れた後、適正使途に使用させるよう是正措置を講ずること。
- なお、是正がなされないものについては、利子補給金の遡及返還を命ぜられることがある。

3 その他の留意事項

- (1) 毎約定償還日以前に当該借受者に対し償還予告を行う。
- (2) 延滞額に対する時効中断を確実に行う。
- (3) 代位弁済を受ける必要が生じたときは、速やかに請求を行う。

4 利子補給対象承認条件の変更等

- (1) 融資機関は県の利子補給承認後、又は貸付後において借受者が借入申込書に記入されている事業計画等で次の事項に該当する変更を生じた場合には、漁業近代化資金利子補給変更承認申請書（様式 20 号）を提出し、知事の承認を得るものとする。

ただし、用途の変更及び利子補給承認を得た貸付金額の増加は一切認めない。

なお、利率改定により貸付利率又は利子補給率が承認時の利率を下回る場合には、漁業近代化資金貸付実行報告書の備考欄にその内容を記載することで変更申請に変えることが出来るものとする。

ア 施設の導入内容の変更（銘柄、型式、馬力、単価、構造等）

イ 施設の利用方法又は管理方法の変更

ウ 資金計画の変更

エ 団体等の定款又は規約等の変更（ただし、団体の目的その他その団体の性格、構成の変更は一切認めない。）

オ その他事業計画に著しい変更を及ぼすと認められる事項

- (2) 漁業近代化資金貸付後における利子補給契約書第 4 条に基づく弁済期限等の変更は、漁業近代化資金利子補給条件変更承認申請書（様式 21 号）により県の承認を受けるものとし、借受者が次に掲げる事項に該当する場合で、融資機関が当該借受者に対して繰上償還又は償還猶予の措置をすることによって、県の承認による据置期間、償還期限等を変更しなければならない場合とし、弁済期限等の延長は漁業近代化資金融通法施行令の範囲内とする。
- ア 国又は地方公共団体の補助金等の交付を受け、すでに貸付けされた資金の一部を繰上償還したことにより、約定償還額の変更をしなければならないとき
- イ 借受者又は借受者と生計を一にする親族が死亡、疾病、負傷等により当該貸付金の弁済期限等をやむを得ず変更しなければならないとき

ウ 天災等により著しい損失を受け、貸付金の弁済期限等をやむを得ず変更しなければならないとき

エ 燃油高騰による経費の著しい増加により、別に通知する期間内に約定償還日が到来する貸付金の弁済期限等をやむを得ず変更しなければならないとき。

(3) 県は、上記申請書を審査のうえ適当と認めた場合には、その変更承認書をすみやかに関係融資機関に交付するとともに、債務保証に付されているものについては漁業信用基金協会にその旨通知するものとする。

5 繰上償還報告書の提出

融資機関は、本資金を借り入れた漁業者等から次の事項に該当する等の理由により当該資金の全部又は一部の繰上償還があった場合には直ちに漁業近代化資金繰上償還報告書（様式 22 号）を県に提出するものとする。

ア 漁業者等が自己の事情により自主的に繰上償還を行う場合

イ この資金を借り入れした後において国、県若しくは市町村からの補助金の交付又は他の制度資金の貸付けを当該事業について受けたため、その額に相当する額を繰上償還しなければならない場合

ウ 融資機関における貸付対象事業の完了確認により、融資率超過、目的外流用等の事実が判明した場合

エ 国又は県の融資実態調査により不当又は不適正融資として指摘を受けた場合

6 事業完了確認

融資機関は、漁業近代化資金の借入者に対し、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得完了後直ちに漁業近代化資金事業完了届（様式 23 号）を提出させるとともに、この届に基づき貸付対象事業の完了状況を確認のうえ、漁業近代化資金事業完了確認書（様式 24 号）を作成し、前記事業完了届に添えて県に提出するものとする。

なお、当該融資機関においては事業完了届及び事業完了確認書の写しを、当該事業の実施を証する領収書等とともに融資年度別に編さんし、5 年間又は償還完了のいずれか長い期間を保存するものとし、国又は県の調査の際提出しなければならない。

7 貸付債権回収状況報告書の作成

融資機関は、6 月末及び 12 月末の貸付債権の回収状況について漁業近代化資金貸付債権回収状況報告書（様式 25 号）を作成し、翌月末までに県に提出しなければならない。

第 5 漁業近代化資金利子補給契約

融資機関は取扱要綱第 7 及び利子補給規則第 3 条による利子補給契約を締結するにあたっては、次のことに留意するものとする。

1 融資機関は県と漁業近代化資金利子補給契約を締結しようとするときは、この要領で定める漁業近代化資金利子補給承認申請書等を提出する以前に、当該契約を締結したい旨、県に申し出るものとする。

2 県と融資機関との間に締結する利子補給契約書は、別掲書式のとおりとする。

第6 利子補給金の請求

利子補給を受けようとする融資機関は、利子補給規則第5条の規定及び利子補給契約書に基づき、毎年、次の期別に知事に対し、利子補給金請求書（様式26号）に、利子補給金計算書（様式27号）を添えて行うものとする。

区分	利子補給期間	請求期日
上期分	1月1日～6月30日	その年の7月末日まで
下期分	7月1日～12月31日	翌年の1月末日まで

なお、融資機関は、上記請求書等の提出に当たっては、あらかじめ県が指定した方法により提出し、県の審査を受けるものとする。